

西中国信用金庫

〈貯蓄預金〉商品概要説明書

平成22年10月 1日現在

1. 商品名	・貯蓄預金
2. 販売対象	・個人の方のみ
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入	
預入方法	・随時お預け入れいただけます。
預入金額	・1円以上
預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息	
適用利率	・変動金利 (毎日の最終残高について、店頭に表示する利率を適用します。) 10万円未満、10万円以上、50万円以上、100万円以上、200万円以上の5段階の金額階層別の金利設定を行い、毎日の最終残高によりそれぞれの金額階層の利率を適用します。
計算方法	・付利単位を100円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算
利払時期	・毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
7. 税金	・利息には、「利子所得」として分離課税20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める当金庫所定の手数料をいただきます。
9. 付加できる特約事項	・マル優の適用を受けられる方は350万円まで非課税でご利用いただけます。
10. 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時45分、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。
12. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払いや給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りはできません。 ・この預金は、「貯蓄預金規定」によりお取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付け下さい。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）